

議案第 80 号

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

放課後児童支援員になることができる要件に国家戦略特別区域限定保育士を含める  
ため

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例  
第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法  
律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。  
）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。